

「高額難病治療継続者」の申請を希望される方へ

自己負担限度額が高額なことにより、一定以上の支払が必要となっている方に、「高額難病治療継続者」の特例が設けられております。特例については以下のとおりです。

<対象>

特定医療費（指定難病）の支給認定を受けた方のうち、特例を申請する月以前の12か月以内（支給認定を受けていない期間は含まず）に、指定難病に関する医療費の総額（保険適用前の10割分）が5万円を超える月が6か月以上ある方。（下記の【例】参照）

※ 医療費総額には、入院中の食費や保険外分（部屋代や診断書代等）は含みません。

※ 医療費総額が領収書等に記載されていない場合は医療費総点数×1.0の値が総額となります。また、自己負担上限額管理票の「医療費総額(10割分)」の欄でも確認できます。

【例】申請月が令和4年2月の場合・・・令和3年3月～令和4年2月までの期間に、医療費総額（保険適用前の10割分）が5万円を超える月が6か月以上あれば対象

申請できる医療費総額の対象月（12か月のうち、6か月以上）	
申請月	R3.3 R3.4 R3.5 R3.6 R3.7 R3.8 R3.9 R3.10 R3.11 R3.12 R4.1 N4.2 N4.3 N4.4 N4.5
R4. 2月	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
R4. 3月	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
R4. 4月	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
R4. 5月	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

※ 金額の適用は、原則として特例申請のあった月の翌月1日からとなります。

ただし、月の初日（1日）に申請した場合は、特例申請を行った月の1日からとなります。

<高額難病治療継続者認定後の金額>

			現在の自己負担限度額	認定後の金額
生活保護等			0円	0円
低所得Ⅰ	市町村民税非課税 (世帯)	(本人年収80万円以下)	2,500円	2,500円
低所得Ⅱ		(本人年収80万円超)	5,000円	5,000円
一般所得Ⅰ	市町村民税7.1万円未満		10,000円	5,000円
一般所得Ⅱ	市町村民税7.1万円以上～25.1万円未満		20,000円	10,000円
上位所得	市町村民税25.1万円以上		30,000円	20,000円

自己負担限度額が軽減されます。

<申請に必要な書類>

- ① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- ② 特定医療費（指定難病）受給者証
- ③ 自己負担上限額管理票

（対象月のうち、医療費の総額（保険適用前の10割分）が5万円を超えるもの6か月分）

※ なお、上記③がない場合は、受給者証に記載してある指定医療機関発行の領収書等の写し（6か月分）と医療費申告書の提出が必要です。

【認定や審査会に関するお問合せ先】

宮崎県中央保健所 健康づくり課 電話：(0985)28-2111 FAX:(0985)23-9613

【申請手続き等に関するお問合せ先】

宮崎市保健所 健康支援課 療養支援係 電話：(0985)29-5286 FAX:(0985)29-5208